

平成23年(2011年)7月15日



埼玉県報

第 2 3 0 4 号
平成 23 年 7 月 15 日
金 曜 日

目次

規則

- [埼玉県暴力団排除条例施行規則\(捜査第四課\)](#)

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [次世代トータルイゼータシステムへの接続業務委託に関する契約の相手方等の公示\(県営競技事務所\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [南畑土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [埼玉県新聞記事見出し索引データ修正業務委託に関する入札公告\(浦和図書館\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(大宮県税事務所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第2302号中訂正\(障害者福祉推進課\)](#)

規 則

埼玉県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年 7月15日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第 2 条 条例第16条第 1 項第 9 号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第 3 条第11号に規定する青少年教育施設とする。

(公安委員会規則で定める利益の供与)

第 3 条 条例第19条第 1 項第 3 号に規定する公安委員会規則で定める利益の供与は、次に掲げるものとする。

- (1) 興行、儀式その他の暴力団が資金を獲得し、又は威力を示すための活動を行う場所を提供すること。
- (2) 出資又は融資をすること。
- (3) その事業の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせること。

(情報の提供の求め)

第 4 条 条例第21条第 2 項の規定による求めは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察職員に対し、次に掲げる事項を口頭で示して行うものとする。

- (1) 当該求めに係る条例第21条第 1 項に規定する取引の相手方等の氏名、年齢その他当該取引の相手方等を特定するため参考となる事項
- (2) 当該求めをする理由

2 条例第21条第 2 項の規定による求めをする者は、前項に規定する本部長が指定する警察職員に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

- (1) 当該求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42

年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、当該求めをする者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類
(説明又は資料の提出の求め)

第5条 条例第27条の規定による求めは、説明・資料提出要求書(様式第1号)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において、必要があると認めるときは、口頭による説明を求めることができる。

3 条例第27条の規定により説明又は資料の提出を求められた者(以下「説明等要求対象者」という。)は、前項の規定により口頭による説明を求められ、かつ、資料の提出を必要としない場合を除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書(様式第2号)を提出するものとする。

4 第1項の求めは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、説明等要求対象者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。
(口頭による説明の聴取)

第6条 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時・場所変更申出書(様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、口頭による説明の日時又は場所の変更ができる。

3 公安委員会は、前項の変更をし、又は第1項の規定により申出を受けた場合で、口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時・場所決定通知書(様式第4号)により、該当する説明等要求対象者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第7条 条例第28条の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(公表の方法及び内容)

第8条 条例第29条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うほか、県民に広く周知することができる方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第29条第1項の規定により公表される者の氏名及び住所(被公表者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第9条 公安委員会は、条例第29条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、同条第1項の規定により公表しようとする者に対し、意見聴取通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者(以下「公表対象者」という。)は、申述書(様式第7号)を提出するものとする。この場合において、口頭により意見を述べることを求める公表対象者は、その旨及びその理由を申述書に記載するものとする。

3 公安委員会は、公表対象者が口頭により意見を述べることを求めた場合でその必要があると認めるときは、口頭による意見の聴取を行うものとする。

4 公表対象者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 第1項の規定による通知は、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、公表対象者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱う。

(口頭による意見の聴取)

第10条 前条第3項の規定により口頭で意見を述べることを認められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時・場所変更申出書(様式第8号)により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更ができる。

3 公安委員会は、前項の変更をし、又は第1項の規定により申出を受けた場合で、口頭による意見の聴取の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を意見聴取日

時・場所決定通知書（様式第9号）により、該当する公表対象者に通知しなければならない。

（中止命令の方法）

第11条 条例第30条の規定による命令（以下この条において「中止命令」という。）は、中止命令書（様式第10号）により行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書により行ういとまがない場合は、口頭により行うことができる。

- 2 公安委員会は、緊急の必要がある場合における中止命令を、当該中止命令に係る違反行為の発生地を管轄する警察署長に委任する。
- 3 警察署長は、第1項ただし書の規定により口頭による中止命令を行った場合は、当該中止命令を受けた者に対し、当該中止命令を行った後の相当の期間内において、中止命令理由通知書（様式第11号）により当該中止命令を行った理由を通知するものとする。ただし、当該中止命令を受けた者の所在が判明しなくなった場合その他通知することが困難な事情がある場合は、この限りでない。

（代理人の選任）

第12条 説明等要求対象者又は公表対象者（以下この条において「説明等要求対象者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、説明等要求対象者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 説明等要求対象者等は、代理人の資格について、代理人資格証明書（様式第12号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。
- 4 説明等要求対象者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第13号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（口頭による説明等の聴取を行う者の指定）

第13条 公安委員会は、第5条第2項の規定により口頭による説明を求める場合における当該説明の聴取及び第9条第3項の口頭による意見の聴取を、本部長が指定する警察職員に行わせることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定め

る。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（表面）

	第 年 月 日 号
殿	
埼玉県公安委員会 印	
説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書	
埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第27条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
記	
説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は提出資料の内容	
説明又は資料の提出の方法 書面の提出による説明	
提出の期限	年 月 日
提出先	
資料の提出の要否	要 否
口頭による説明	
出頭すべき日時	年 月 日 時 分
出頭すべき場所	
資料の提出の要否	要 否
資料の提出	
提出の期限	年 月 日 時 分
提出先	
（注） 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

（注）1 印のある欄については、該当の に✓印を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、埼玉県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、埼玉県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 書面の提出による説明の方法を指定されたときは、説明・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は資料(資料の提出を求められている場合に限り)の内容を記載した説明・資料提出書を提出してください。
- 3 口頭による説明を求められた場合で、資料の提出を求められているときは、口頭による説明の際に説明・資料提出書と共に資料を提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で、資料の提出を求められていないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 4 口頭による説明を求められた場合で、あなたが病気その他やむを得ない理由により出頭すべき期日又は場所に出頭できないときは、埼玉県公安委員会に対し、説明日時・場所変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたは代理人を選任することができますので、その場合は説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を、埼玉県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。
- 7 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき、又は口頭による説明の期日に出頭しないときは、埼玉県公安委員会は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱います。

様式第2号（第5条関係）

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第5条第3項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出をします。

記

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

（注） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第3号（第6条関係）

説明日時・場所変更申出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第6条第1項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

説明・資料提出要求書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更希望	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更希望	
変更申出理由			

（注） 該当しない部分を二重線で抹消してください。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 

説明日時・場所決定通知書

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第6条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------------	--------------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更後	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更後	
職権で説明の日時又は場所を変更する理由			

説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所を変更しない理由	
-------------------	--

（注） 該当する に✓印を付けること。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

勸 告 書

埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第28条の規定により、次のとおり勸告します。

記

勸告の原因となる事実	
勸 告 の 内 容	

（注） この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、埼玉県暴力団排除条例第29条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

（注） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

（表面）

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

意見聴取通知書

次のとおり意見の聴取を行いますので、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により通知します。

記

公表の根拠となる 条例の条項	
予定される公表の 原因となる事実	

意見聴取の方法
申述書の提出

提出の期限	年 月 日
提出先	

口頭による意見の聴取

聴取の日時	年 月 日 時 分
聴取場所	

（注） 意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- （注）1 印のある欄については、該当の に✓印を付すこと。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 提出する申述書に、意見聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容に関する意見（口頭により意見を述べることを希望する方は、その旨及びその理由）を記載してください。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき、又は口頭による意見の聴取の期日に出頭しないときは、埼玉県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合で、あなたが病気その他やむを得ない理由により出頭すべき期日又は場所に出頭できないときは、埼玉県公安委員会に対し、意見聴取日時・場所変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたは代理人を選任することができますので、その場合は、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を、埼玉県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

様式第7号（第9条関係）

申 述 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第9条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事実の内容 に関する意見	
備 考	

（注）1 口頭により意見を述べることが希望する場合は、その旨及びその理由を備考欄に記載してください。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第 8 号 (第10条関係)

意見聴取日時・場所変更申出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

埼玉県暴力団排除条例施行規則 (平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更希望	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更希望	
変更申出理由			

(注) 該当しない部分を二重線で抹消してください。

第 号
年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

意見聴取日時・場所決定通知書

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第10条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
--------------------	--------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	日時	変更前	年 月 日 時 分
		変更後	年 月 日 時 分
	場所	変更前	
		変更後	
職権で意見の聴取の日時 又は場所を変更する理由			

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を 変更しない理由	
--------------------------	--

（注） 該当する に✓印を付けること。

埼玉県公安委員会指令乙第 号
埼玉県 警察署指令乙第 号
年 月 日

中 止 命 令 書

殿

埼玉県公安委員会 
埼玉県 警察署長 

命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

前記の者に対し、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第30条の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 該当しない部分を二重線で抹消すること。

第 号
年 月 日

殿

埼玉県 警察署長 印

中止命令理由通知書

命令を受けた者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第11条第3項の規定により、前記の者に命令を行った理由を次のとおり通知する。

記

口頭による 命 令	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
命 令 の 内 容		

命令を行った理由	
----------	--

口頭による中止命令に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

私は、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第12条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所及び氏名	
説明等要求対象者等 との関係	

（注） 該当しない部分を二重線で抹消してください。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

私の代理人はその資格を失ったので、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第12条第4項の規定により届け出ます。

記

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所及び氏名	

（注） 該当しない部分を二重線で抹消してください。

告 示

埼玉県議会平成二十三年六月定例会において議決された平成二十三年度埼玉県一般会計補正予算(第一号)、平成二十三年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第一号)及び平成二十三年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第一号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成23年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,807,431千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,694,748,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,176,318	1,222,353	4,398,671
	2 負担金	3,022,973	1,222,353	4,245,326
9 国庫支出金		156,226,680	952,213	157,178,893
	2 国庫補助金	40,744,459	944,284	41,688,743
	3 委託金	2,675,651	7,929	2,683,580
10 財産収入		8,958,407	1,367	8,959,774
	1 財産運用収入	5,936,600	1,367	5,937,967
11 寄附金		96,001	27,903	123,904
	1 寄附金	96,001	27,903	123,904
12 繰入金		134,149,180	2,454,595	136,603,775
	2 基金繰入金	128,356,105	2,454,595	130,810,700
15 県債		300,709,000	149,000	300,858,000
	1 県債	300,709,000	149,000	300,858,000
歳入	合計	1,689,941,000	4,807,431	1,694,748,431

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,262,795	△211,548	3,051,247
	1 議会費	3,262,795	△211,548	3,051,247
2 総務費		101,108,028	288,993	101,397,021
	1 総務管理費	25,553,260	2,514	25,555,774
	3 県民費	9,718,089	107,672	9,825,761
	8 防災費	3,892,393	178,807	4,071,200
3 民生費		274,253,499	1,669,782	275,923,281
	1 社会福祉費	205,586,461	337,500	205,923,961
	4 災害救助費	404	1,332,282	1,332,686
5 労働費		11,357,414	1,188,595	12,546,009
	1 労政費	7,912,234	1,188,595	9,100,829
6 農林水産業費		24,815,001	76,752	24,891,753
	1 農業費	8,972,257	35,200	9,007,457
	4 林業費	4,688,488	31,745	4,720,233
	5 農地費	9,421,958	9,807	9,431,765

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		21,654,568	131,250	21,785,818
	1 商 工 業 費	21,410,998	131,250	21,542,248
8 土 木 費		122,692,225	124,954	122,817,179
	1 土 木 管 理 費	11,886,939	8,375	11,895,314
	2 道 路 橋 り よ う 費	48,883,901	49,131	48,933,032
	3 河 川 費	31,510,312	18,949	31,529,261
	4 都 市 計 画 費	24,027,167	48,499	24,075,666
9 警 察 費		142,887,936	247,036	143,134,972
	2 警 察 活 動 費	12,131,452	247,036	12,378,488
10 教 育 費		539,398,338	663,410	540,061,748
	1 教 育 総 務 費	72,457,074	247,681	72,704,755
	5 特 別 支 援 学 校 費	37,791,472	877	37,792,349
	7 私 立 学 校 費	47,771,781	350,790	48,122,571
	8 社 会 教 育 費	4,690,385	64,062	4,754,447
11 災 害 復 旧 費		17,230	428,207	445,437
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,810	253,500	260,310

	2 土木施設災害復旧費	10,420	36,079	46,499
	3 教育施設災害復旧費		73,910	73,910
	4 県庁舎等施設災害復旧費		64,718	64,718
14 予備費		500,000	200,000	700,000
	1 予備費	500,000	200,000	700,000
歳出	合計	1,689,941,000	4,807,431	1,694,748,431

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
経営安定資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から平成38年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支	平成23年度から平成41年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）及び震災特別貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条

		<p>払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあっては5分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあっては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあっては5分の1に相当する額</p>		<p>の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあっては5分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあっては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあっては5分の1、震災特別貸付にあっては5分の2に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成23年度融資分）</p>	<p>平成24年度から 平成38年度まで</p>	<p>3,767,005</p>	<p>平成24年度から 平成38年度まで</p>	<p>5,822,005</p>

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	7,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都市施設災害復旧事業	5,000	同 上	同 上	同 上
教育施設災害復旧事業	73,000	同 上	同 上	同 上
県庁舎等施設災害復旧事業	64,000	同 上	同 上	同 上

平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	42,648,951	610,980	43,259,931
第1項 営業費用	34,812,881	641,529	35,454,410
第2項 営業外費用	7,796,069	△ 30,549	7,765,520

平成23年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用中の処理場費15,800千円の財源に充てるため、企業債5,300千円を借り入れる。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	33,880,092	10,500	33,890,592
第2項 営業外収益	2,190,436	10,500	2,200,936

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	33,705,280	15,800	33,721,080
第1項 営業費用	31,272,585	15,800	31,288,385

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた起債の目的中「建設改良資金及び企業債償還資金」を「建設改良資金、企業債償還資金及び処理場資金」に、限度額中「6,726,000千円」を「6,731,300千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NGO多文化共生協働センター・川口
- 三 代表者の氏名
峰久 節子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字西立野四百三十一番地ローヤルシティ川口原町
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の国際化の進展に伴い、文化的背景の異なる在住者との共生が重要課題となっており、その課題解決の方策として、外国籍の人たちの自立支援並びに行政はじめ、機関、団体などとの連携を深めながら協働事業を促進させ、共生社会の実現に向けたまちづくりに貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エリア・セキュリティ・サポート
- 三 代表者の氏名
高柳 恵造
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市領家一丁目十番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、防犯を中心としたネットワークを構築し、防犯リーダーを地域の中に設置すると共に、防犯スクールによって人材の育成を行い、ネットワークを利用した防犯等を推進する活動を行い、市民の福祉向上の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人マンションGPS
- 三 代表者の氏名
村本 実才子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市原町九番六 二百十号ローヤルシティ川口原町
- 五 定款に記載された目的
この法人は、マンション管理組合及びマンションの区分所有者に対し、マンション管理に関する啓蒙活動を行い、マンションにおける良好な居住環境の長期に亘る確保を図り、マンション居住者と地域社会の安全及び健全な発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ABIA STATE UNION JAPAN
- 三 代表者の氏名
チユクカ・キングスリ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市新堀三丁目一番二十一号アイリスガーデン清瀬二〇三号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本国内外のナイジェリア人（特に、アビア州出身）に対し、教育、日本における生活上の情報交換・助言、支援等に関する事業を行い、在日及び在外ナイジェリア人の生活レベル及び社会的地位の向上を図り、日本人との共存、共栄できる平和で豊かな社会の実現に寄与するとともに、ナイジェリア・日本両国の相互理解と文化交流及び国際関係の推進・発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人石川遼ゴルフ振興事業団

三 代表者の氏名

石川 勝美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩九百四十七番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く一般市民を対象として、ゴルフの普及・活性化、ゴルフに関する情報ネットワークの構築を行うこと及び、子供や未成年者を対象としてゴルフスクール開催、ゴルフ大会開催を行うと共に、ゴルフ練習機、用具を寄付することで、ゴルフの振興及び子供の健全育成に寄与するものとします。

（変更後）この法人は、更なるゴルフの普及、活性化のための活動及び健全なジュニアゴルファーの育成に関する活動並びに災害により被害を受けた地域や子どもに対する支援活動等を行うことで、ゴルフの振興及び子供の健全育成、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グループコスモス

三 代表者の氏名

小池 康文

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町五丁目二番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対して、住民参加と助け合いの精神の下に精神障害者の社会資源の充実をはかり、住みよい街づくりを目指すことを通して、すべての人々が穏やかに暮らせる地域社会と福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハート
- 三 代表者の氏名
勝浦 信幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木十六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福祉に関する調査研究、研修、評価、啓発等の様々な活動を通じて、福祉サービスの質の向上と権利擁護制度の普及を図り、もって誰もが安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人助け合いワーカーズたんぼぼ

三 代表者の氏名

恩田 久美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市南住吉七番二十二号パインビレッジ百一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、心豊かに、安心して暮らし続けるための自立支援サービスを行い、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひかり
- 三 代表者の氏名
田島 秀樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市本丸八番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、特に高齢者・障害者の方々に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コアラ小林
- 三 代表者の氏名
小林 克己
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市久喜東二丁目三番二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対し、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
次世代トータリゼータシステムへの接続業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部県営競技事務所企画調整担当 埼玉県さいたま市南区沼影 1 丁目
10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 5 月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本トーター株式会社 東京都港区港南 2 丁目16番 1 号
- 5 契約金額
34,387,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイエー草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年三月二日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千七百五十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年七月一日

二 縦覧期間

平成二十三年七月十五日から平成二十三年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月十五日から平成二十三年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド羽生店

埼玉県羽生市岩瀬土地区画整理事業地七十八街区外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年三月七日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千九百八十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年七月六日

二 縦覧期間

平成二十三年七月十五日から平成二十三年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月十五日から平成二十三年十一月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年七月十一日認可した。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

南畑土地改良区

二 事務所所在地

富士見市

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

平成二十二年埼玉県告示第八百五十号で公示した基本測量（土地条件調査）は、平成二十三年三月十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十号

平成二十二年埼玉県告示第六百九十五号で公示した基本測量（電子国土基本図）（地
図情報）（修正測量）は、平成二十三年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理
院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第
三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

平成二十二年埼玉県告示第六百九十四号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

平成二十二年埼玉県告示第四百六十九号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十三年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

平成二十二年埼玉県告示第千四百七十号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十四号

平成二十二年埼玉県告示第千五百七十九号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉新聞記事見出し索引データ修正業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年9月1日(木)から平成24年3月30日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県立浦和図書館長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) マイクロフィルム撮影要綱及びマイクロフィルム撮影基準に基づき、社団法人日本画像情報マネジメント協会が発行する1級文書情報管理士認定証書を有する者を作成者及び検査責任者とできること。

- (6) 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に、国又は地方公共団体等において、マイクロフィルムの撮影及び複製電子画像データ作製の実績を有すること。
- (7) 雇用に関する特記仕様書に従い、新規雇用者を確保して業務を行う能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館産業資料担当 金子、山本 電話048-829-2821

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月26日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月25日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月26日(金)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立浦和図書館 平成23年8月26日(金)午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年8月2日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年7月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Data entries including rectification and emendation service for the Saitama Shimbun Headline Retrieval System in the Saitama Prefectural Urawa Library (Data entries: approximately 830,000)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding or in person: 10:00 a.m., August 26, 2011.

By registered mail: 5:00 p.m., August 25, 2011.

(3) Contact Information:

Saitama Prefectural Urawa Library

Takasago 3-1-22, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Tel. 048-829-2821

告 示

埼玉県大宮県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十三年七月十五日

埼玉県大宮県税事務所長 人見 正 明

氏名又は名称	株式会社日弘
代表者の氏名	小谷仁
主たる事務所又は 事業所の所在地	埼玉県上尾市大字壱丁目一番地
指定取消年月日	平成二十三年五月三十一日

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
蓮 田 市	平成二十三年九月五日 及び同月六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蓮田市役所
白 岡 町	平成二十三年九月七日 及び同月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	白岡町役場
羽 生 市	平成二十三年九月十二 日から同月十四日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	羽生市民プラザ
行 田 市	平成二十三年九月十五 日から同月十六日まで 及び同月二十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	行田市役所駐車場
北 本 市	平成二十三年九月二十 六日及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	北本市役所
幸 手 市	平成二十三年九月二十 八日及び同月二十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	幸手市役所駐車場

宮代町	平成二十三年十月十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	宮代町役場庁舎駐車場
伊奈町	平成二十三年十月十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	伊奈町役場駐車場 東庁舎側
桶川市	平成二十三年十月十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	老人福祉センター 駐車場
久喜市	平成二十三年十月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	桶川サン・アリーナ
	平成二十三年十月十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	清久コミュニティセンター（西公民館）
	平成二十三年十月二十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	太田集会所
	平成二十三年十月二十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	農村センター（南公民館）
	平成二十三年十月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	あやめ公園
	平成二十三年十月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	鷺宮公民館
平成二十三年十月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	栗橋文化会館（イリス）	

杉戸町	伊奈町	宮代町	加須市	久喜市		加須市		杉戸町						
			日	平成二十三年十二月七日	四日	平成二十三年十一月十日	一日	平成二十三年十一月十日	日	平成二十三年十一月九日まで	日	平成二十三年十一月二日	日	平成二十三年十一月一日
			から三時まで	まで及び午後一時から三時まで	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
			公民館)	農村センター(南)	支所駐車場	加須市大利根総合支所駐車場	支所駐車場	加須市北川辺総合支所駐車場	加須市騎西総合支所駐車場	加須市民体育館駐車場	杉戸	リバティール	杉戸町役場	杉戸町役場

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十三年七月十五日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
蓮 田 市	平成二十三年九月五日から十二月二日 日まで（日曜日、土曜日及び休日）（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。 以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
白 岡 町	平成二十三年九月七日から十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽 生 市	平成二十三年九月十二日から十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行 田 市	平成二十三年九月十五日から十二月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
北 本 市	平成二十三年九月二十六日から十二月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

加須市	杉戸町	久喜市	桶川市	伊奈町	宮代町	幸手市
平成二十三年十一月七日から平成二十四年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十三年十一月一日から平成二十四年一月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十三年十月十九日から平成二十四年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十三年十月十七日から平成二十四年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十三年十月十四日から平成二十四年一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十三年十月十三日から平成二十四年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十三年九月二十八日から十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月七日

指令川建セ第二二 一五 号

二 検査済証番号

平成二十三年七月十一日

川建セ第二三 二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字大串字上宿七三一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字大串七三一番地三

金久保 光廣

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月二十八日

指令川建セ第二二〇一二四一号

二 検査済証番号

平成二十三年七月十二日

川建セ第二三〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字矢崎二四一六番一二、二四一六番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田二四二二番地

黒澤 美智子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

七号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指 定 道 路 の 種 類
平成二十三年六月 二十九日	指 定 の 年 月 日
埼玉眞飯能市岩沢千八百八ノ丁千百十一ノ二 埼玉眞飯能市岩沢千八百八ノ丁千百八ノ二 埼玉眞飯能市岩沢千百十一ノ丁千百十一ノ二 埼玉眞飯能市岩沢千百十一ノ丁千百十一ノ二 埼玉眞飯能市岩沢千百十一ノ丁千百十一ノ二 埼玉眞飯能市岩沢千百十一ノ丁千百十一ノ二 埼玉眞飯能市岩沢千百十一ノ丁千百十一ノ二	指 定 道 路 の 位 置
七十八・〇〇メートル 七十二・〇〇メートル 八十七・〇〇メートル 七十一・〇〇メートル 百十四・〇〇メートル 七十七・〇〇メートル	指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル)
四・〇〇メートル 四・〇〇メートル 四・〇〇メートル 四・〇〇メートル 五・〇〇メートル 六・〇〇メートル	指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	八号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年六月 二十九日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉真飯能市笠縫 二百二十九ノ二丁二百三十一ノ一 埼玉真飯能市笠縫 二百二十九ノ二百三十九ノ一
指定道路の延長 (単位メートル)	四十・〇〇メートル 二十九・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 六・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年一月二十一日

指令越建セ第二二〇〇六三〇号

二 検査済証番号

平成二十三年七月十一日

越建セ第一三七 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九百八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島百六十六番地三

中村 昭二、中村 久子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年十一月一日

指令越建セ第二二〇〇五一〇号

二 検査済証番号

平成二十三年七月十三日

越建セ第一四二 一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮百番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮百番地

小島 一則

告 示

埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年七月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県生涯学習審議会委員の委嘱及び任命について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第九十九号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十三年七月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十三年八月二日 午後一時三十分
- 二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

告示

埼玉県選管告示第百号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十三年七月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 花仁会 秩父病院	埼玉県秩父市 宮側町十六番十二号
病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会 幸手総合病院	埼玉県幸手市 東四丁目十四番二十四号

告示

埼玉県選管告示第百一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十三年七月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 花仁会 秩父病院	埼玉県秩父市和泉町二十番
病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	埼玉県久喜市 上早見四百十八番一
老人ホーム	社会福祉法人 真善会 特別養護老人ホーム もみの木	埼玉県南埼玉郡宮代町 字金原五百六十七番地

告 示

埼玉県知事選告示第二号

平成二十三年七月三十一日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十三年七月十五日

埼玉県知事選挙選挙長 加藤 憲

正 誤

埼玉県告示第八百二十九号（平成二十三年七月八日第二千三百二号）中訂正

ページ 行

五 前から一

誤

医療法人社団腎盛会

田クリニック

正

医療法人社団腎盛会

蓮田クリニック